

・次年度就学援助システムが変わることにあたって未納に対する意識を高め、又導入前に石狩市の状況も押さえた方が良いと思うため。

	2013年度 学校徴収金 を徴収する 対象者(全校 児童生徒)は 何人ですか。	2013(H 25)年度 学校徴収 金未納者 がいました か？	特記事項 等	未納人 数B	徴収する 対象者に 対する未 納割合 B/A	未納合計 金額	未納(期日に納入していないもの)が発生した場合の督促の状況(担当者等)を記述して下さい。	
1	64	いない	記載事項非公開				校長名で文書発行。発行は事務で行う。	
2	?	いない					担任から保護者へ連絡	
3	953	いた					文書連絡→最終的に納めていない家庭は担任(教頭)からの電話連絡。	
4	66	いない					事務職員	
5	80	いない					当該月が未納だった場合 → 次の月の引き落とし日の1週間前に督促を渡す。 → それでも入らない場合は直接電話。 担当：事務職員	
6	322	いない					文書、電話により請求	
7	605	いた					文書(事務)→電話(担任)3月上旬まで→2月に納入確約書(分割払)発出→過年度分より事務が電話手紙で督促	
8	453	いない					事務	
9	526	いない						
10	10	いない						
11	校名非公開	44					いない	学級担任が対応しているため、わからない。
12		50					いない	事務職員から担任の先生に連絡して、持ってきてもらうよう促してもらう。
13		31					いない	
14		111					いた	事務職員が催促状を作成し、郵送する(2~3回)。最終的には、担任・教頭等より打診並びに電話。
15		414					いた	・5月に引き落とし出来ない場合に6月引き落としの旨を案内・6月に引き落とし出来ない場合に7月三者懇談の時に持参の案内・三者懇談後に提出されない場合、少額ずつ集金袋にて手集金
16								
17		326					いた	事務職員より督促状3回、電話2回、担任よりその都度催促
18		478					いた	督促状→事務職員、電話連絡→学級担任
19		21					いた	事務職員が文書による督促を行う。過年度になった場合は教頭が保護者に直接納入を促す。
20		30					いない	
合計	4,584			39	0.85%	207,207		

(結果と考察)

1. 未納者がいた学校は20校中6校(小1校、中5校)であった。中学校が多いのは1人の単価が高いためか。
2. 未納者合計39名が全員就学援助世帯かはわからない。就学援助システムがどのように変わるかはまだわからないが、就学援助世帯以外では引き続き督促や、又は就学援助申請を促していくことも必要か。児童手当からの引き去りも考慮していく。
3. 督促の方法でも個人懇談をうまく活用したり(○中)、納入確約書を取ったり(○小)、分割払いを促す、過年度も督促する等工夫がみられた。
4. 2010年度と比べ未納が増えているのは、不況や貧困(援助費が生活費となっている)の社会的要因が大きいと思われる。未納は誰か(何か)にしわ寄せが来ていることなので少しずつでも解決を!